

サン共同通信

Topics 注目トピック

社保 令和5年度 最低賃金・
36協定

融資 2023年10月以降も取扱い継続!
コロナウイルス関連の資金繰り支援策

メディア実績

2023年

10

月号



お客様インタビュー

『株式会社Re(アールイー)』

太田 徹 様



株式会社Re(アールイー)

代表取締役 太田 徹様(写真左)



西宮オフィス 藪本 泰子(写真右)

サン共同税理士法人に依頼をしたきっかけ

先代の社長の頃からお世話になっています。サン共同さん側も松下さんの前の代表の方が担当だったので、お付き合いの長さで言うとかれこれ30年ぐらいになるかと思います。これまでお付き合いをし続けてこれたのは、サン共同さんには、決算書を作成していただいたり、財務の相談にも乗っていただいています。いつも滞りなく進めてくださる上に、親身になって話を聞いてくださるのが理由としては大きいかと思います。

株式会社Reを始めたきっかけ

父の代からの家業だったことがきっかけでした。父は元々メガネの卸売と小売をしていました。メガネというと今のようにパソコン用やサングラスのようなものは流行っておらず、お年寄りが生活のために使うものというイメージのほうが強かったかと思います。大手がどんどん出てきたタイミングで“他にお年寄りがないと困るものはなんだろう？”と考えた時に思い浮かんだのが“補聴器”でした。

補聴器は、メガネを作るより技術的に難しかったこともあり、当時はこれからのビジネスだという感覚で父は取り組んでいました。



今後の展望

「聴こえ」は補聴器を買うだけでは解決しない。

補聴器というのは、実は買って終わりではありません。

聴こえがもたらす「音」が電気信号として脳に伝わります。脳は「音」を情報として処理するため、つまりは“聴力”は耳と脳の協働作業であり、補聴器は「耳の聴力低下を補正する器具」に過ぎないのです。

そのため、よりよい聴こえのためには補聴後のリハビリトレーニングが不可欠となります。当社では、補聴後の多様なReオリジナル補聴トレーニング®を開発し、補聴後の皆様の聴こえのケアサポートに力を入れております。

また、当社では補聴器のデザインにも力を入れています。

補聴器をつけているのは、あまり人に知られたくないというのが本音かと思います。

また女性の方も毎日身につけるものであれば、おしゃれなほうが気分も上がることでしょう。

当社にはミニチュア ドール作家のキャリアを持つスタッフが在籍しているので細部までデザイン性の高い補聴器をご提供しています。

今は補聴器もデザインを楽しむ時代です。おしゃれアイテムの感覚で“聴こえ”を楽しんでいただければと考えております。

社名:株式会社Re

代表取締役:太田 徹

〒659-0068 兵庫県芦屋市業平町5-2 芦屋ハウス4F

HP:<https://re-happy.net/>



3D Design

3Dデザイン



令和5年度 最低賃金・36協定

令和5年度 最低賃金改正

令和5年10月より最低賃金が改定されますので、一部抜粋してご案内いたします。

東京都	1,072円 ⇒ 1,113円
神奈川県	1,071円 ⇒ 1,112円
埼玉県	987円 ⇒ 1,028円
千葉県	984円 ⇒ 1,026円
大阪府	1,023円 ⇒ 1,064円
京都府	968円 ⇒ 1,008円
兵庫県	960円 ⇒ 1,001円
福岡県	900円 ⇒ 941円
沖縄県	853円 ⇒ 896円

従業員の賃金が最低賃金を下回っていないか、ご確認いただきますようお願いいたします。

確認方法は以下のとおりです。

時給制・・・時給 \geq 最低賃金額

月給制・・・月給 \div 1ヶ月平均所定労働時間 \geq 最低賃金

なお、以下は最低賃金の対象となる賃金には含まれません。

臨時に支払われる賃金

賞与

時間外・休日・深夜手当

皆勤手当、通勤手当、家族手当

全国の地域別最低賃金および発行年月日は下記をご確認ください。

【令和5年度地域別最低賃金】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/index.html

36協定は届け出ていますか？

長時間労働に対する監督署の指導について

長時間労働が疑われる事業場に対し、令和4年度に労働基準監督署が実施した監督指導の結果が厚生労働省より公表されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34504.html

この監督指導は、時間外・休日労働時間数が1ヶ月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業所が対象とされます。対象となった事業場のうち、是正・改善指導を受けた事業場は42.6%で、令和3年度の34.3%より上昇しています。

この結果は例年7～8月頃に公表され、11月には「過重労働解消キャンペーン」の一環で長時間労働が疑われる事業場に対する重点監督が実施されます。その際、「時間外・休日労働に関する協定届(36協定)」を締結・届出しているか、また実際の時間外・休日労働時間数が36協定で定めた範囲内に収まっているかが確認事項のひとつとなります。

36協定とは？

正式には「時間外・休日労働に関する協定届」ですが、労働基準法第36条を根拠ととしているため一般的に「36協定」と呼ばれています。労使協定のひとつで、労使協定とは、労働者と使用者の間で締結する書面による協定で、締結した内容においては労働基準法の適用を除外することができます。

労働基準法では、1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならないとしています。この時間を超えて労働させた場合には労働基準法違反となります。しかし、36協定を締結・届出することで、協定で定めた限度時間の範囲内に限り、時間外・休日労働をさせることができますようになります。

36協定の締結・届出をせずに時間外・休日労働をさせた場合は、労働基準法違反となり6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科されることもありますのでご注意ください。

【時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定)・様式第9号】

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	<input type="text"/>
法人番号	<input type="text"/>

様式第9号(第16条第1項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間							
		(〒 —)	(電話番号: — —)								
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで) 起算日 (年月日)				
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)		法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
① 下記②に該当しない労働者											
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名 氏名

労働基準監督署長殿

時間外労働させることができる限度時間

36協定を届け出ても無制限に時間外・休日労働ができるわけではありません。労働基準法において延長して労働させることができる時間には上限が定められており、その範囲内において36協定を締結する必要があります。臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合(特別条項)であっても、下記の表のとおり上限が定められています。

なお、36協定の締結・届出をしても時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめるよう厚生労働省より指針が出ていることにご留意ください。また36協定の範囲内であっても、事業主は労働者に対して安全配慮義務を負いますので、その観点からも長時間の時間外労働にならないよう配慮が必要です。

対象期間	1ヶ月	1年
時間外労働の上限	45時間	360時間
時間外労働の上限(特別条項)	2～6ヶ月平均80時間以内	720時間

36協定は毎年届出が必要です

36協定では有効期間を定める必要があり、一般的には一年間です。有効期間経過後に時間外・休日労働をさせると労働基準法違反となります。そのため、有効期間が経過する前に再度36協定を締結し、届け出る必要があります。ここでご注意いただきたいのは、36協定にておいては締結のみではなく、届出をすることで初めて免罰効果が生じるということです。届出が遅れると、有効期間経過後から届出までの空白期間が生じます。その間に発生した時間外・休日労働は労働基準法違反となってしまいます。

一年ごとであれば毎年同じ日が36協定の起算日となりますので、忘れずにお手続きをお願いいたします。

最後に

労働者がいるほとんどの事業場で36協定の締結・届出が必要になりますが、社会保険や雇用保険の手続きが優先され、後回しになったり忘れられたりしがちです。また有効期間がありますので、毎年計画的に手続きする必要があります。この機会に、36協定の締結・届出状況を今一度ご確認くださいませ。

小林 信仁

2023年10月以降も取扱い継続！ コロナウイルス関連の資金繰り支援策

日本政策金融公庫は、コロナウイルスの影響を受け売上が減少してしまった事業者が利用できる「新型コロナウイルス感染症特別貸付（通称：コロナ融資）」を2023年10月以降においても取扱いを継続することが決定しました。その他の資金繰り支援施策も同様に継続しておりますので、今回は日本政策金融公庫が取り扱っている緊急時における資金繰り支援内容を一覧にしました。

融資制度名	融資限度額	融資期間	基準金利	融資申込要件
新型コロナウイルス感染症特別貸付（コロナ融資）	8,000万円	最大20年間	1.20～2.30% 融資後3年間は▲0.5%	コロナウイルスの影響により、直近月の売上高が1～4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること
セーフティネット貸付	4,800万円	最大15年間	1.20～2.30% 原材料高騰により最近の粗利もしくは営業利益率が前期と比較して5%以上減少している場合、 <u>基準金利から▲0.4%</u>	社会的、環境的要因により一時的に業況が悪化していること等 ※定量的な売上減少要件無し
マル経融資	3,000万円 2,000万円＋別枠1,000万円	最大10年間	1.20% 融資後3年間は特別利率から▲0.5%	<ul style="list-style-type: none"> 商工会議所長等から経営指導されたうえで推薦を受けていること 直近月の売上高が1～4年前の同月売上と比較して5%以上減少していること

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年8月1日時点
創業融資の基準金利	1.94～2.90%	<u>2.40～3.50%</u>
コロナ融資の申込期限 ※3年間の利子補給無し	<u>2023年9月30日まで</u>	<u>2024年3月31日まで</u>

豆知識コラム 開業1期目に活動できなかった場合のデメリット

- 公庫の新創業融資制度は、確定申告を2期終えていないことを要件としております。
- 開業1期目は事業的な活動をしなかったことで売上0円という結果ではあったが、2期目から本格的に事業活動を行うために創業融資の相談をしても否決になる可能性が極めて高いです。
- 理由としては、金融機関は基本的に決算書の実績をみて融資の審査を行うため、1期目の売上が0円の決算書では、融資をしても本当に返済してもらえるのか非常に疑問視されてしまうからです。従いまして、自己資金を元手に創業融資を受けたい場合には融資を受けたいタイミングに合わせて法人を設立（開業）することが望ましいといえます。

メディア実績



セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アックスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日号)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナーONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『土業ランキング500』2022年完全版

書籍



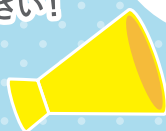


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

<https://www.youtube.com/@san-kyodo-tax>



2023 -
10月号
vol.18

拠点一覧

青山オフィス
〒107-0062
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス
〒141-0031
東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス
〒173-0013
東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス
〒120-0034
東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス
〒192-0081
東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス
〒220-0012
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス
〒663-8112
兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス
〒812-0011
福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス
〒901-2227
沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!